

釧路市農村都市交流センター関連施設（3施設）
関係条例・規則等

2024年（令和6年）5月

釧路市産業振興部農林課

目 次

- ・ 釧路市農村都市交流センター条例 . . . P. 1～6
- ・ 釧路市農村都市交流センター条例施行規則 . . . P. 7～9
- ・ 釧路市ふれあいホースパーク条例 . . . P. 10～14
- ・ 釧路市ふれあいホースパーク条例施行規則 . . . P. 15～18
- ・ 釧路市民ふれあい農園条例 . . . P. 19～22
- ・ 釧路市民ふれあい農園条例施行規則 . . . P. 23～25

○釧路市農村都市交流センター条例

平成17年10月11日

釧路市条例第175号

(設置)

第1条 地域に適した食と健康づくりを通じて、農村と都市の交流を図り、本市の農業及び農村の振興に資するため、釧路市農村都市交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、釧路市山花14線131番に置く。

(事業)

第3条 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 農村と都市の交流の場を提供すること。
- (2) 地域に適した食と健康づくりの場を提供すること。
- (3) 農畜産物等の加工実習体験の場を提供すること。
- (4) 農業及び農村の情報を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定するものとする。

- (1) センターの施設の利用の承認に関する業務
- (2) 前条に規定する事業の実施に関する業務
- (3) センターの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関する業務
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(利用の承認)

第6条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付し、及びこれを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認せず、又は利用させない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) センターの建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。

(4) 管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金の納入等)

第8条 第6条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金は、利用の承認を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の設定基準等)

第9条 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、利用料金の額について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定により承認したときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸等の禁止)

第12条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第13条 利用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み、利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 不正の手段をもって利用の承認を受けたとき。

(2) 利用の目的以外に利用したとき。

(3) 第6条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 管理運営上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第15条 利用者は、施設の利用が終わったときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、センターの建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(市による管理)

第17条 第6条から第11条まで（第8条第3項並びに第9条第2項及び第3項を除く。）、第13条、第14条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市がセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第2項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「設定基準等」とあるのは「額」と、同条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「規則で」と、第10条及び第11条ただし書中「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、特に必要があると認めたときは」と、第13条及び第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金設定基準」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市農村都市交流センター条例（平成7年釧路市条例第33号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月13日条例第303号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中鉏路市フィットネスセンター条例第3条の次に3条を加える改正規定（第4条に係る部分に限る。）、第2条中鉏路市農村都市交流センター条例第3条の次に2条を加える改正規定（第4条に係る部分に限る。）及び第3条中鉏路市ふれあいホースパーク条例第2条の次に2条を加える改正規定（第3条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（規則への委任）

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成31年3月22日条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（規則への委任）

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和元年6月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

利用料金設定基準

1 一般利用の場合の料金

| 区分 | 単位 | 金額 |
|--------------|----------|---------|
| 宿泊料（入湯料を含む。） | 1泊1人につき | 12,100円 |
| 貸室料（客室） | 1室1時間につき | 1,640円 |
| 加工実習室 | 1時間につき | 1,640円 |

| | | |
|------------|-------------|--------|
| 会議室 | 1時間につき | 1,640円 |
| リフレッシュスタジオ | 1時間につき | 1,640円 |
| 多目的研修室 | 1室使用 1時間につき | 1,100円 |
| | 2室使用 1時間につき | 2,200円 |
| | 3室使用 1時間につき | 3,300円 |
| 入湯料 | 1人 1回につき | 870円 |

備考 宿泊料に通常の食事料（朝・夕2食）を加えた場合の上限額は、17,600円とする。

2 団体利用等の場合の料金

団体利用の場合の料金、回数券若しくは定期券を発行する場合の料金又は各種セット券を発行する場合の料金は、前項の料金を勘案し設定するものとする。

3 附属設備等の料金

前2項に定めるもののほか、附属設備又は用具等の料金を設定することができる。

4 営利を目的とする場合の料金

営利を目的とする行事等に使用する場合の料金は、前3項の規定による金額に2を乗じて得た額の範囲内で設定するものとする。

○ 釧路市農村都市交流センター条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日

釧路市規則第 195 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釧路市農村都市交流センター条例（平成 17 年釧路市条例第 175 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等)

第 2 条 次の各号に掲げる釧路市農村都市交流センター（以下「センター」という。）の施設の利用時間（センターに宿泊している者に係るものを除く。）は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定管理者は、特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 加工実習室、リフレッシュスタジオ 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 会議室、多目的研修室 午前 9 時から午後 10 時まで

(3) 浴場 午前 10 時から午後 10 時まで

2 センターは、無休とする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、第 1 項ただし書の規定により利用時間を変更したとき、又は前項ただし書の規定により臨時に休館日を定めたときは、市長に報告しなければならない。

(利用料金の設定等の申請)

第 3 条 指定管理者は、条例第 9 条の規定により利用料金又はその額の変更について承認を受けようとするときは、利用料金設定（変更）申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 利用料金に関する規程

(2) 利用料金の収入に関する書類

(3) センターの管理費用に関する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(利用料金の減免)

第4条 条例第10条の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は指定管理者が主催し、又は共催する各種事業に加工実習室、会議室、リフレッシュスタジオ又は多目的研修室（以下「加工実習室等」という。）を利用する場合
- (2) 農業振興を目的として加工実習室等を利用する場合
- (3) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者（指定管理者を除く。）は、利用の申請の際に減免申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第11条ただし書の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、施設の利用ができなくなった場合
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

(特別の設備等の承認)

第6条 条例第13条の規定により特別の設備等の承認を受けようとする者は、利用の申請の際に特別設備等申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、センター内で物品の販売をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(5) その他関係職員の指示に従うこと。

(市による管理)

第8条 第2条(第3項を除く。)及び第4条から第6条までの規定は、指定管理者に代わって、市がセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、同項第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「受けようとする者(指定管理者を除く。)」とあるのは「受けようとする者」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第5条及び第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市農村都市交流センター条例施行規則(平成8年釧路市規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月26日規則第288号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○釧路市ふれあいホースパーク条例

平成17年10月11日

釧路市条例第179号

(設置)

第1条 馬とのふれあい体験を通じて、農業及び農村地域への理解を深め、並びに農村と都市との交流促進及び馬産の振興に資するため、釧路市ふれあいホースパーク（以下「ホースパーク」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ホースパークは、釧路市山花10番1に置く。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、次に掲げるホースパークの管理に関する業務を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

- (1) ホースパークの施設の利用の承認に関する業務
- (2) 第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- (3) ホースパークの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (4) ホースパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、ホースパークの管理を行わなければならない。

(利用の承認)

第5条 ホースパークを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理運営上必要があると認めたときは、その利用について条件を付し、及びこれを変更することができる。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホースパークの利用を承認せず、又は利用させない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) ホースパークの建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金の納入等)

第7条 第5条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金は、利用の承認を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の設定基準等)

第8条 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

- 2 指定管理者は、利用料金の額について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により承認したときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸等の禁止)

第11条 利用者は、ホースパークを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第12条 利用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み、利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 不正の手段をもって利用の承認を受けたとき。
- (2) 利用の目的以外に利用したとき。
- (3) 第5条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 管理運営上支障があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、ホースパークの建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(市による管理)

第15条 第5条から第10条まで（第7条第3項並びに第8条第2項及び第3項を除く。）、第12条、第13条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市がホースパークの管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条及び第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第2項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条の見出し中「設定基準等」とあるのは「額」と、同条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とある

のは「規則で」と、第9条及び第10条ただし書中「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、特に必要があると認めたときは」と、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金設定基準」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市ふれあいホースパーク条例（平成10年釧路市条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月13日条例第303号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中釧路市フィットネスセンター条例第3条の次に3条を加える改正規定（第4条に係る部分に限る。）、第2条中釧路市農村都市交流センター条例第3条の次に2条を加える改正規定（第4条に係る部分に限る。）及び第3条中釧路市ふれあいホースパーク条例第2条の次に2条を加える改正規定（第3条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(規則への委任)

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日 条例第 8 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（規則への委任）

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和元年 6 月 28 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 8 条関係）

利用料金設定基準

1 一般利用の場合

| 区分 | 金額 |
|-------------|---------------------|
| 体験乗馬（引き馬） | 1 回 540 円 |
| 初級者乗馬指導 | 1 回 30 分 2,200 円 |
| 馬場利用（フリー乗馬） | 貸馬 1 時間 2,200 円 |
| | 自馬 1 時間 220 円 |
| 馬車 | 1 回 大人（中学生以上） 440 円 |
| | 1 回 子供（小学生以下） 220 円 |
| ホーストレッキング | 50 分コース 1 回 4,400 円 |
| | 70 分コース 1 回 5,500 円 |

2 団体の場合は、前項の規定による利用料金の額を基礎として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を割り引いて算定した金額とする。

(1) 15 人以上 30 人未満 1 割

(2) 30 人以上 2 割

○ 釧路市ふれあいホースパーク条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日

釧路市規則第 199 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釧路市ふれあいホースパーク条例（平成 17 年釧路市条例第 179 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第 2 条 釧路市ふれあいホースパーク（以下「ホースパーク」という。）の利用期間、利用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

- (1) 利用期間 4 月 20 日から 11 月 3 日まで
- (2) 利用時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- (3) 休場日 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日が水曜日に当たるときは、その翌日とする。）

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により利用期間、利用時間若しくは休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めたときは、市長に報告しなければならない。

(利用の承認)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用券の交付を受けなければならない。

(利用料金の設定等の申請)

第 4 条 指定管理者は、条例第 8 条の規定により利用料金又はその額の変更について承認を受けようとするときは、利用料金設定（変更）申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用料金に関する規程

- (2) 利用料金の収入に関する書類
 - (3) ホースパークの管理費用に関する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (利用料金の減免)

第5条 条例第9条の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は指定管理者が主催し、又は共催する各種事業に利用する場合
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者が使用する場合
- (3) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者（指定管理者を除く。）は、利用の申請の際に減免申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前項第2号に規定する者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、証明書、療育手帳、診断書等を入場の際提示することにより申請に代えることができる。

3 指定管理者は、利用料金の減免を承認したとき（前項ただし書の場合を除く。）は、利用料金減免承認書を交付するものとする。

(利用料金の還付)

第6条 条例第10条ただし書の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、施設の利用ができなくなった場合
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備等の承認)

第7条 条例第12条の規定により特別の設備等の承認を受けようとする者

は、利用の申請の際に特別設備等申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他関係職員の指示に従うこと。

(市による管理)

第9条 第2条(第2項を除く。)及び第5条から第7条までの規定は、指定管理者に代わって、市がホースパークの管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、同項第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「受けようとする者(指定管理者を除く。)」とあるのは「受けようとする者」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、第6条及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市ふれあいホースパーク条例施行規則(平成10年釧路市規則第51号)の規定によりなされた

処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 12 月 26 日規則第 289 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○ 釧路市民ふれあい農園条例

平成 17 年 10 月 11 日

釧路市条例第 178 号

(設置)

第 1 条 農作物の収穫体験を通じて、農業への理解を深め、及び農村地域の振興を図るため、釧路市民ふれあい農園（以下「農園」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 農園は、釧路市山花 15 線 130 番に置く。

(指定管理者による管理)

第 3 条 市長は、次に掲げる農園の管理に関する業務を行わせるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

- (1) 農園の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 第 1 条の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- (3) 農園の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (4) 農園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 4 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、農園の管理を行わなければならない。

(利用の承認)

第 5 条 農園を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第 6 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、農園の利用

を制限することができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 農園の施設及び附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金の納入等)

第7条 第5条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)

は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金は、利用の承認を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の設定基準等)

第8条 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、利用料金の額について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定により承認したときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸等の禁止)

第11条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の承認)

第12条 利用者は、農園の利用に当たって特別の設備をしようとするとき

は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、農園の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(市による管理)

第14条 第5条から第10条まで（第7条第3項並びに第8条第2項及び第3項を除く。）、第12条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市が農園の管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条及び第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第2項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条の見出し中「設定基準等」とあるのは「額」と、同条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「規則で」と、第9条及び第10条ただし書中「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、特に必要があると認めたときは」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金設定基準」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市民ふれあい農園条例（平成6年釧路市条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月22日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 2 日条例第 47 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の次に 2 条を加える改正規定（第 3 条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（規則への委任）

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（規則への委任）

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 8 条関係）

利用料金設定基準

| 区分 | 単位 | 金額 |
|--------|--------------------------------|----------|
| 貸出農園 | 1 区画 1 利用期間（規則で定める利用期間をいう。）につき | 7, 240 円 |
| 掘取農園 | 1 区画 1 回につき | 360 円 |
| 学童学習農園 | | 無料 |

備考 学童学習農園は、規則で定める場合に利用することができる。

○釧路市民ふれあい農園条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第198号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市民ふれあい農園条例（平成17年釧路市条例第178号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第2条 釧路市民ふれあい農園（以下「農園」という。）の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に閉園日を定めることができる。

(1) 利用期間 5月15日から10月31日まで。ただし、掘取農園については、農作物の収穫期で指定管理者が別に定める期間

(2) 利用時間（貸出農園を除く。） 午前9時から午後5時まで

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により利用期間若しくは利用時間を変更し、又は臨時に閉園日を定めるときは、市長に報告しなければならない。

(利用の承認等)

第3条 貸出農園及び学童学習農園（以下この条において「貸出農園等」という。）の利用の承認を受けようとする者は、貸出農園等を利用しようとする年の貸出募集期間内に、利用承認申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、貸出農園等の利用を承認したときは、利用承認書を交付するものとする。

3 掘取農園を利用しようとする者は、利用の当日に利用料金を納入し、掘取農園利用券の交付を受けなければならない。

4 前項の掘取農園利用券は、利用承認書とみなす。

(学童学習農園の利用)

第4条 学童学習農園は、次に掲げる場合に限り、利用することができる。

(1) 小学校、中学校、義務教育学校等の授業のため利用する場合

(2) 前号に準ずる行事、事業等で指定管理者が認めたものに利用する場合

(利用料金の設定等の申請)

第5条 指定管理者は、条例第8条の規定により利用料金又はその額の変更について承認を受けようとするときは、利用料金設定(変更)申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 利用料金に関する規程

(2) 利用料金の収入に関する書類

(3) 農園の管理費用に関する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(利用料金の減免)

第6条 条例第9条の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 市又は指定管理者が主催し、又は共催する各種事業に利用する場合

(2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者(指定管理者を除く。)は、利用の申請の際に減免申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書を交付するものとする。

(利用料金の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により、施設の利用ができなくなった場合

(2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(市による管理)

第8条 第2条(第2項を除く。)から第4条まで、第6条及び前条の規定は、指定管理者に代わって、市が農園の管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項、第3条第1項及び第2項並びに第4条第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、同項第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「受けようとする者(指定管理者を除く。)」とあるのは「受けようとする者」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市民ふれあい農園条例施行規則(平成6年釧路市規則第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年10月2日規則第68号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。